

連絡先：〒130-0014

東京都墨田区亀沢 4-19-3

電話：03-3625-2927 F A X：03-6751-8185

e-mail: info@chiko-jimusho.com

チコ労務管理事務所通信

「介護職員の精神疾患」急増で 求められる対策の見直し

労災申請は5年で2倍、認定は3倍に

厚生労働省の調べで、仕事上のストレスが原因でうつ病などの精神疾患を発症したとして、労災を申請した介護職員が2014年度までの5年で2倍以上に増えたことがわかりました。

労災認定された人も約3倍に増加し、業種別の順位でもトップなどに上昇しています。

申請件数は業種別ではトップ

上記集計によると、2014年度の精神障害の労災請求件数は1,456件、支給決定件数は497件で、ともに過去最多となりました。

このうち、業種別の中分類で、介護を含む「社会保険・社会福祉・介護事業」の精神疾患の労災申請は、2009年度の66人が2014年度には140人となり、業種別のトップに増加しました。

ここ5年の増加率は約2.1倍で、全業種の約1.3倍を大きく上回りました。

認定件数は「道路貨物運送業」に次ぐ2位

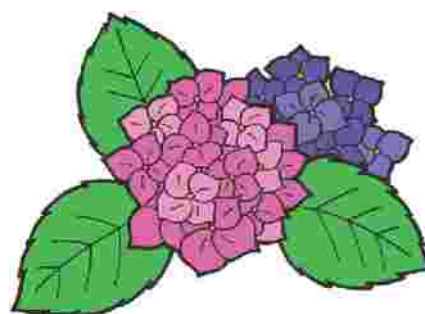
また、労災認定も2009年度の10人が2014年度には32人に増え、全業種の認定数(2014年度は497人)の増加率(2.1倍)を大きく上回りました。

業種別の順位でも、2014年度は「道路貨物運送業」(41人)に次ぐ2位でした(2009年度は5位)。

精神疾患の労災認定の基準は

中分類の「社会保険・社会福祉・介護事業」には福祉施設などで働く人も含まれますが、厚生労働省によると、多くは介護の労働者だそうです。

精神疾患の労災は、労災認定基準に基づいて仕事の負荷との因果関係を判断します。長時間残業や仕事の内容・量の大きな変化、長期の連続勤務、パワハラや



セクハラなどがあった場合などにストレスの程度を評価し、強いストレスがあれば認定されます。

労災対策の見直しが急務

労災申請と認定の時期は年度がずれるケースもあり、2015年度の認定はさらに増える可能性があります。

厚生労働省は個別の事例は公表していませんが、今回の結果は、慢性的な人手不足が続く介護業界の長時間残業や不規則な交代制勤務など、深刻な事情を反映しているものと考えられ、これまでは腰痛対策などの肉体的な労災対策を中心にしてきた介護分野での労災対策は、早急な見直しが迫られることになりそうです。

平成28年度「年度更新」 手続のポイント

雇用保険料率は「引下げ」

労働保険の保険料は、年度当初に概算で申告・納付をし、翌年度の当初に確定申告のうえ精算します。つまり、年度更新手続は、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付する手続きです。

この保険料とは「労災保険料」と「雇用保険料」ですが、保険料算出に使用する保険料率が、労災保険料率は前年度から変更ないものの、雇用保険料率は引き

下げられ、一般の事業 1000 分の 11（前年度 1000 分の 13.5）、農林水産・清酒製造の事業 1000 分の 13（前年度 1000 分の 15.5）、建設の事業 1000 分の 14（前年度 1000 分の 16.5）となっています。

手続きに必要な様式等の入手方法

必要な様式やツール等は、厚生労働省のホームページに随時アップされます。

今年度は、申告書の送付は 5 月末からスタートし、提出は 6 月 1 日から 7 月 11 日までの間に行いますが、事前に準備できるものは早めに取り掛かっておきましょう。

「法人番号」の記載が必要に

申告書の様式が変更され、「法人番号欄」が追加されています。

法人番号とは、国税庁から通知された 13 桁の番号で、この番号を記入します（1 法人につき 1 つ割り当てられるので、支店や事業所においても同じ番号を記入します）。個人事業主の行う事業については、法人番号欄の 13 桁すべてに「0」を記入します。

建設の事業は消費税の取扱いに注意

建設の事業で労務費率により保険料の算定基礎となる賃金総額を算出する場合、前年度中に終了した事業については、事業の開始時期により消費税率等に係る暫定措置の適用の有無が異なります。

詳細は厚生労働省ホームページ等で確認しておきましょう。

熊本・大分における地震の被害に伴い労働保険料等の納付猶予を受ける場合

今年 4 月に熊本県・大分県を中心に発生した地震により、事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）に相当の損失（おおむね 20% 以上）を受けた事業主は、「納付猶予申請書」および「被災証明書」を提出することにより、一定期間その納付の猶予を受けることができます。

この申請は、年度更新申告書の提出とともに行うことも可能ですが、被害額が申告書の提出までに確定しない場合は、災害が止んだ日から 2 月以内に行います。

厚生労働省の支援策で

「無期転換ルール」対応は進むか？

平成 30 年度から本格化

有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えたときに、労働者の申込みによって企業などが無期労働契約に転換しなければならない「無期転換ルール」は、平成 30 年度から本格的にスタートします。

厚生労働省は、このルールに関して平成 28 年度に実施する以下の支援策を 4 月下旬に発表しました。

（1）無期転換制度の導入支援のための「モデル就業規則」の作成

（2）無期転換制度や「多様な正社員制度」の導入を検討する企業へのコンサルティングを実施

（3）無期転換ルールも含めた「労働契約等解説セミナー」を全国で 208 回開催

（4）無期転換制度や「多様な正社員制度」についてのシンポジウムを開催

（5）先進的な取組を行っている企業の事例を厚生労働省のホームページなどで紹介

（6）無期転換制度の導入手順などを紹介するハンドブックを作成

（7）キャリアアップ助成金を拡充

（8）都道府県労働局（雇用環境・均等部（室））に専門の相談員を配置

無期転換対応の動きが進むか？

独立行政法人労働政策研究・研修機構が昨年 12 月に実施した調査によると、労働契約法に基づく「無期転換ルール」について 66.1% の企業が「何らかの形で無期契約にしていく」と回答したそうです。厚生労働省の支援策発表を受けて、企業における無期転換ルール対応の動きが本格化していくことが見込まれます。

業種別のモデル就業規則

なお、上記支援策のうち（1）のモデル就業規則については、「小売業向け」および「飲食業向け」のものはすでに厚生労働省が作成しており、同省ホームページでダウンロードすることができます（「多様な正社員 厚生労働省」で検索）。

それぞれ 42 ページにわたるもので、「無期転換ルール」のみならず「多様な正社員制度」にも対応するものとして詳細な解説も付いており、小売業および飲食業における就業規則作成の際には大変参考になります。

今後は他の業種についても作成が行われる予定となっています

人事労務に関する手続き・ご相談・お問い合わせは…

チコ労務管理事務所

連絡先：〒130-0014 東京都墨田区亀沢 4-19-3

電話：03-3625-2927 FAX：03-6751-8185

e-mail：info@chiko-jimusho.com